

審 査 基 準

令和 7 年12月10日 作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第 3 1 条の 2 3 において準用する第 9 条第 1 項
処 分 の 概 要：営業所の構造又は設備の変更の承認
原権者（委任先）：秋田県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第 3 1 条の 2 3 において準用する第 3 条第 2 項（公安委員会が付した条件）、第 3 1 条の 2 3 において準用する第 4 条第 2 項第 1 号（構造及び設備の技術上の基準）、第 3 1 条の 2 3 において準用する第 9 条第 2 項（承認の基準） 添付書類府令第 1 7 条において準用する第 1 条第 1 号～第 3 号（変更承認申請書の添付書類） 規則第 1 条（変更承認申請書の提出）、第 7 5 条（特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準）、第 8 7 条（変更の承認の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申 請 先：申請書は、営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口に提出して下さい。
問 合 せ 先：警察本部生活安全企画課 営業支援指導係 （電話 0 1 8 - 8 6 3 - 1 1 1 1 内線 3 0 4 2）
備 考： 法令の定め の 解釈 については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和 7 年 1 1 月 2 8 日 警察庁生活安全局）第 1 2 の 8、第 1 7 の 1、第 2 4 の 2 及び第 2 7 の 1 を参照すること。

標準処理期間：

営業所の構造又は設備の変更の承認については、変更対象の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

申請に係る営業所の実態調査を行った日から１０日